

平成16年第1回
美唄市議会定例会会議録
平成16年3月1日（月曜日）
午前10時00分 開会

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般報告
- 第4 議長報告
- 第5 市政報告
- 第6 市政並びに教育行政執行方針演説
- 第7 報告第1号 例月出納検査結果報告
- 第8 報告第2号 例月出納検査結果報告
- 第9 報告第3号 例月出納検査結果報告
- 第10 報告第4号 例月出納検査結果報告
- 第11 報告第5号 定期監査報告
- 第12 議案第15号 契約締結の件（美唄駅
周辺土地区画整理事業の銀河通アン
ダーパス工事の委託）
- 第13 議案第16号 美唄市体験交流施設条
例制定の件
- 第14 議案第17号 美唄市部設置条例の一
部改正の件
- 第15 議案第18号 美唄市給与条例の一部
改正の件
- 第16 議案第19号 美唄市特別職の職員の
給与に関する条例及び美唄市教育委
員会の教育長の給与、勤務時間その
他勤務条件に関する条例の一部改正
の件
- 第17 議案第20号 美唄市企業職員の給与
の種類及び基準に関する条例及び公
益法人等への美唄市職員の派遣等に

- 関する条例の一部改正の件
- 第18 議案第21号 美唄市議会の議員その
他非常勤の職員の公務災害補償等
に関する条例の一部改正の件
- 第19 議案第22号 美唄市税条例等の一部
改正または廃止の件
- 第20 議案第23号 美唄市公民館条例の一
部改正の件
- 第21 議案第24号 美唄市火災予防条例の
一部改正の件
- 第22 議案第25号 美唄市手数料徴収条例
の一部改正の件
- 第23 議案第26号 美唄市廃棄物の処理及
び清掃に関する条例の一部改正の件
- 第24 議案第27号 美唄市福祉のまちづく
り条例制定の件
- 第25 議案第28号 美唄市高齢者等生きが
い活動支援条例の一部改正の件
- 第26 議案第29号 美唄市支援費制度条例
の一部改正の件
- 第27 議案第30号 美唄市老人バス料金助
成条例廃止の件
- 第28 議案第31号 美唄市災害遺児手当支
給条例廃止の件
- 第29 議案第32号 美唄市産業振興条例制
定の件
- 第30 議案第33号 美唄体育センター条例
及びサン・スポーツランド美唄条例
の一部改正の件
- 第31 議案第34号 美唄市スキー場条例の
一部改正の件
- 第32 議案第35号 美唄市中小企業等振興
条例の一部改正の件
- 第33 議案第36号 美唄市中小企業研修セ

	ンター条例廃止の件	副議長	吉 田 栄 君
第34	議案第37号 市道路線の認定、廃止及び変更の件	1 番	吉 岡 文 子 君
		2 番	広 島 雄 偉 君
第35	議案第38号 平成15年度美唄市一般会計補正予算（第7号）	3 番	五十嵐 聡 君
		4 番	白 木 優 志 君
第36	議案第39号 平成15年度美唄市下水道会計補正予算（第3号）	5 番	小 関 勝 教 君
		6 番	福 庄 計 夫 君
第37	議案第40号 平成15年度市立美唄病院事業会計補正予算（第1号）	7 番	土 井 敏 興 君
		8 番	谷 内 八重子 君
第38	議案第4号 平成16年度美唄市一般会計予算	9 番	長谷川 吉 春 君
		10 番	米 田 良 克 君
第39	議案第5号 平成16年度美唄市民バス会計予算	11 番	古 関 充 康 君
		12 番	矢 部 正 義 君
第40	議案第6号 平成16年度美唄市国民健康保険会計予算	13 番	谷 村 孝 一 君
		14 番	川 本 政 芳 君
第41	議案第7号 平成16年度美唄市老人保健会計予算	15 番	内馬場 克 康 君
		16 番	本 郷 幸 治 君
第42	議案第8号 平成16年度美唄市下水道会計予算	18 番	紫 藤 政 則 君
		19 番	荘 司 光 雄 君
第43	議案第9号 平成16年度美唄市土地区画整理事業会計予算	20 番	林 国 夫 君
		22 番	長 岡 正 勝 君
第44	議案第10号 平成16年度美唄市介護保険会計予算		
第45	議案第11号 平成16年度美唄市介護サービス事業会計予算		
第46	議案第12号 平成16年度市立美唄病院事業会計予算		
第47	議案第13号 平成16年度美唄市水道事業会計予算		
第48	議案第14号 平成16年度美唄市工業用水道事業会計予算		

◎出席議員（22名）

議 長 中 西 勇 夫 君

◎出席説明員

市 長	井 坂 紘一郎 君
助 役	田 淵 明 信 君
企画財政部長事務取扱	
収 入 役	伊 藤 順 一 君
総 務 部 長	五十嵐 義 昌 君
市 民 部 長	三 谷 純 一 君
保健福祉部長兼福祉事務所長	
	板 東 知 文 君
経 済 部 長	天 野 修 二 君
建 設 部 長	酒 巻 進 君
水 道 部 長	加 藤 誠 君

市立美唄病院事務局長

	堀川泰雄君
消 防 長	佐藤賢治君
総務部総務課長	奥山隆司君
総務部総務課長補佐	佐藤裕子君

教育委員会委員長	藤井忠一君
教育委員会教育長	村上忠雄君
教育委員会教育部長	吉田 讓君

選挙管理委員会委員長

	熊野宗男君
選挙管理委員会事務局長	稲村秀樹君

農業委員会会長	西館隆志君
農業委員会事務局長	遠藤 等君

監 査 委 員	佐藤昭雄君
監査事務局長	松本慶春君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長	谷津敬一君
次 長	和田友子君
総 務 係 長	村橋広基君

午前10時00分 開会

●議長中西勇夫君 ただいまより、本日をもって招集されました平成16年第1回美唄市議会定例会を開会いたします。

●議長中西勇夫君 これより本日の会議を開きます。

●議長中西勇夫君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

1 番 吉岡文子君

2 番 広島雄偉君

を指名いたします。

●議長中西勇夫君 次に日程の第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より3月24日までの24日間とし、うち3月2日ないし3月4日、3月6日及び3月7日、3月11日ないし3月23日を休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日より3月24日までの24日間とし、うち3月2日ないし3月4日、3月6日及び3月7日、3月11日ないし3月23日を休会とすることに決定いたしました。

●議長中西勇夫君 次に日程の第3、諸般報告に入ります。

諸般報告については朗読を省略いたします。

諸般報告についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって諸般報告を終わります。

●議長中西勇夫君 次に日程の第4、議長報告に入ります。

議長報告についても朗読を省略いたします。

議長報告についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって議長報告を終わります。

●議長中西勇夫君 次に日程の第5、市政報告に入ります。

市長。

●市長井坂紘一郎君（登壇） 平成16年第1回市議会定例会に当たり市政の主なものについて、ご報告申し上げます。

財団法人美唄市振興公社の解散について申し上げます。

財団法人美唄市振興公社は、去る2月16日開催の理事会において、解散を決議し、北海道知事の解散認可を得て、平成16年3月31日をもって解散することとなりました。なお、同公社は解散後、清算法人として清算に関する事務処理を行うこととしております。

以上、申し上げまして報告を終わります。

●議長中西勇夫君 次に日程の第6、市政並びに教育行政執行方針演説に入ります。

市長。

●市長井坂紘一郎君（登壇） 平成16年第1回市議会定例会に当たり、市政執行について、私の所信を申し上げます。

私が市長に就任して今日まで7年余り、時代は21世紀へと移り、国内外で、政治、経済、文化など大きな変化が生じております。私は、就任以来、福祉に重きを置いたまちづくりを心がけてまいりました。それは、なによりも、住みよいまちをつくる原点が、互いを思いやる市民一人ひとりの暖かいところにあると考えたからであり、このことは、いかなる時代においても不変であります。

私は、これまでのまちづくりの中で、このような「福祉のこころ」が美唄のまちの底流として着実に根付いてきていると感じております。

一方、本市の財政は、極めて厳しい段階にあります。

1990年代のバブル経済の崩壊を経て、長い景気低迷の時代に入り、国、地方を通じて、財政状況は悪化の一途をたどっております。

特に、平成16年度の国の財政政策は、想像を超えるものであり、地方財政は破綻の危険性をはらんでいるといっても過言ではない状況にあります。

国と地方の関係、そして地方の姿は、構造改革や規制緩和の流れのなかでさらに大きく変化していくと考えられますが、三位一体の改革では、税源移譲や地方交付税のあり方など、未だ不明な部分が多く、先を見通すことが極めて難しい状況にあります。

真の地方自治は、必要な権限と財源があって始めて実現できるものであり、私は、地方にとって納得できる三位一体の改革が行われるよう、強く望むものであります。

今後のまちづくりに当たっては、このような不透明な時代であるからこそ、これまで築いてきた歴史や文化を土台として、市民の皆さんとともに、創意、工夫を重ね、力強く、独自の歩みを印していかなければならないと考えております。

去年は、まちの将来を大きく左右する市町村合併の問題を市民の皆さん、市議会議員の皆さんとともに真剣に考え、議論を重ねた末、最終的に、自立の道を選択いたしました。

平成16年度は、「美唄市自立のシナリオ」を実行に移す初年度であり、「自立元年」となる重要な年であります。

そのため、「美唄市自立推進計画」を早急に策定し、確実に、自立に向けた取り組みを進め、財政の健全化を図るとともに、「美唄21世紀まちづくりプラン」の重点方向である「福祉」「環境」「交流」に緊急に取り組むべき分野である「経済振興」を加えた4分野を重点とし、市民ニーズや社会経済情勢に応じた施策の選択を行ってまいります。

また、事務事業の効率的処理を図るため、近隣市町村との連携による広域行政に関し、具体的な検討を進めてまいります。

市民の皆さんには、一定の負担や痛みを分かち合うことをお願いしなければならないと考えております。

職員には、基本給の削減という、つらく厳しい決断をしてもらっております。

市民の皆さんや職員とともに、一丸となった取り組みを進めていくことが、私の責務であると考えております。

私は、これまで市民の皆さんとともに進めてきた取り組みにより、自立に向けた多くの「芽」が、育ってきていると感じております。

福祉の分野では、子育て支援をはじめ、障がい者の社会参加促進、各地域での世代間交流の実施など、地域の方々による様々な自主的活動が展開され始めております。

環境の分野では、宮沼島がラムサール条約登録湿地となったことを契機に、市民と行政の連携による保全と活用に向けた活動が始まっております。また、雪の冷熱エネルギー利用に関しては、冷房システムの導入が進むな

ど、美唄はトップランナーの位置にあります。

交流の分野では、全国的に知名度を高めたアルテピアッツァ美唄や昨年オープンした交流拠点施設に多くの方々が訪れ、交流人口の増加やまちの活性化につながってきております。

私は、このような多くの「芽」をさらに伸ばし、個性と活力ある自立のまちづくりに向けて、持てる力のすべてを傾注してまいります。

これからは、市民や企業、各種団体などの皆さんが積極的にまちづくりに参画し、行政との良きパートナーとして連携して、それぞれの責任と役割を果たす協働のまちづくりが大切です。

このため、市民参加など、まちづくりの基本的なルールを定める「まちづくり基本条例」の制定に向けた取り組みを進めてまいります。

また、地域の課題を地域とともに考える職員の地域担当制を導入するとともに、自主的な活動による地域の活性化を支援してまいります。

次に、平成16年度の主要施策について、申し上げます。

まず、「やさしさと健康のまちづくり」であります。

少子高齢化が急速に進むなか、住み慣れた家庭や地域で安心してくらしていくためには、市民が互に人格と個性を尊重し、支え合う地域を築くことが必要となっております。

このため、市民や社会福祉協議会等と協働して地域福祉の充実を図るなど、やさしさと健康のまちづくりを進めてまいります。

地域福祉計画に基づき、地域福祉ネットワーク事業を推進し、地域の課題解決に向けた自主的取り組みや住民組織の立ち上げに対する支援をしております。

「次世代育成支援美唄市行動計画」を策定し、市や企業の行動指針を示すとともに、母子家庭等の自立を支援するなど、総合的子育て支援に取り組んでまいります。

健康づくり市民組織の活動支援や高齢者健康増進事業の充実などにより、市民組織と連携しながら、ライフステージに応じた健康づくりを進めてまいります。

新たに情報通信技術を取り入れた介護予防支援システムを導入するとともに、地域での活動への支援など、総合的な介護予防の取り組みを進めてまいります。

障がい者が自ら必要とするサービスを選択し、自立した生活が送れるよう、支援費制度や地域ケアマネジメント体制の充実を図るとともに、精神障がい者の社会参加を支援してまいります。

市民が安心して診療を受けることができる医療サービスを確保するため、地域医療体制について、検討を進めてまいります。

市立病院は、「第5次病院事業経営健全化計画」を基本に、経営の健全化を推進し、医師確保に努めるとともに、臨床工学技士、理学療法士を増員し、人工透析やリハビリテーション体制を充実いたします。

次に、「快適なくらしを実現するまちづくり」であります。

生活環境の向上と安全で安心な生活を確保するため、都市基盤の整備を行うなど、快適なくらしを実現するまちづくりを進めてまい

ります。

美唄駅周辺土地区画整理事業については、銀河通アンダーパスのほか、末広東通の整備を行います。また、街路・道路については、引き続き、あかしあ通の整備を行うほか、東4線などの整備を進めてまいります。

除雪委託の広域化により、業務の迅速化、効率化を図り、除排雪の充実に努めてまいります。

市民バスについては、路線等の見直しを行い、効率化を図りながら、市民の日常生活に必要な足の確保に努めてまいります。

市営住宅については、引き続き、進徳団地及び有為団地の建て替えを進めるほか、今後の公営住宅整備と民間活力導入の方針となる「公営住宅ストック総合活用計画」を策定します。

上水道については、老朽配水管の整備により安定給水の確保を進め、効率的な経営に努めてまいります。

下水道については、東明・進徳・峰延地区などの整備を進め、汚水処理区域の拡大と水洗化の促進を図ってまいります。

また、雨水幹線の整備や農村地域などにおける合併処理浄化槽の設置を継続して実施いたします。

救急救命士による救命率を高めるため、メディカルコントロール体制構築事業に取り組むほか、2台目の高規格救急自動車を配備いたします。

次に、「人と自然が調和したまちづくり」であります。

貴重な自然環境を大切に守るとともに、市民、企業、行政が連携して、社会の様々な面

で、環境に与える負荷を少なくすることが求められております。

このため、自然環境の保全や循環型社会に向けた取り組みなど、人と自然が調和したまちづくりを進めてまいります。

宮島沼を題材とした環境学習を行うほか、環境保全に向けた科学的データ集積のため、宮島沼の水質調査を行います。

また、野鳥等の観察、研究のための施設整備実現に向けた取り組みを進めてまいります。

廃棄物の適正処理や減量化、再資源化などを審議する「廃棄物減量等推進審議会」を設置するとともに、具体的なごみ処理体系の見直しを行い、新しい埋め立て処分場の整備計画を策定してまいります。

市が率先して、環境に配慮した行動をとるよう、環境管理システム導入に関し、検討を進めてまいります。

次に、「豊かで活力ある産業が広がるまちづくり」であります。

厳しい経済・雇用環境が続くなか、地域経済の活性化を図るため、農業や商工業・観光振興の取り組みを行うとともに、地域の特性を活かした新しい産業の創出など、豊かで活力ある産業が広がるまちづくりを進めてまいります。

米政策改革元年である本年度は、「地域水田農業ビジョン」に基づき、活力ある安定した水田農業の確立を図るため、転作作物定着の支援をするとともに、引き続き、地場農産物を原料とした加工品の調査・研究を進めるほか、認定農業者や農業生産法人などの意欲的な経営体の育成・確保に努めます。また、生産基盤を確立するため、ほ場整備などを推

進してまいります。

中心市街地活性化のため、空き店舗を活用した賑わい創出事業を実施するなど、魅力ある商店街づくりに向けた取り組みを進めてまいります。また、特産品や観光資源の積極的なPR、イベント開催支援などによる観光振興に努めてまいります。

企業活動の活性化や雇用の創出を図るため、地場企業や立地企業等に対する助成内容を充実するとともに、企業間・異業種交流による研究開発等に対し、引き続き、支援をしてまいります。

「シルバー人材センター」の社団法人化の支援を行うほか、引き続き、求職者の職業訓練や緊急地域雇用特別対策事業を実施いたします。

次に、「文化と交流のまちづくり」であります。

自主的な文化活動や様々な分野での交流を進め、だれもがこころの豊かさを実感できる文化と交流のまちづくりを進めてまいります。

スポーツ・レクリエーションの里づくりを広く展開するため、体験交流施設とパークゴルフ場をオープンするとともに、自然、産業、歴史、文化など様々な資源を結びつけた交流の推進に努めてまいります。

子どもたちの個性や可能性を生かし、豊かな創造力と主体的に学ぶ意欲を育てるため、子どもの夢づくり事業や農業体験学習を実施し、人材・環境など地域的な特性を生かした体験型学習を進めてまいります。

市民の自主的な芸術・文化活動を促進するとともに、市民会館やアルテピアッツァ美唄などでの芸術鑑賞機会の提供に努めてまいり

ます。

専修大学北海道短期大学は、中国からの留学生を多数受け入れるなど特色ある大学教育に取り組んでおり、市民団体等と連携しながら、さらに支援を充実してまいります。

次に行財政改革についてであります。

本市の財政状況は、市税や地方交付税などの歳入が減少し、公債費が増加するなど、極めて厳しい状況にあり、財政の健全化が重要な課題となっております。

平成16年度の予算編成に当たっては、大幅な支出削減を行いました。収入の落ち込みが想像を上回るものであったことから、基金の繰り入れや債務負担行為の繰り延べなどの財源調整を行い、収支均衡を図ったところであります。

歳入については、市税等の収納体制をさらに強化するほか、使用料や手数料の見直しを行い、自主財源の確保を図ってまいります。

また、歳出については、人件費や内部管理経費の削減などのほか、団体等の補助金の見直しや事業の一層の重点化を図ってまいります。

行政組織をさらに簡素で効率的なものにするため、「小さな市役所」を目指し、組織機構の見直しやグループ制を導入するとともに、施設の統廃合や事務事業の見直し、さらには、民間が持っている力を積極的に取り入れるなど、一層の行政改革を推進してまいります。

以上、平成16年度の市政執行方針を申し上げます。

自立の道が最善の選択であったことを、市民の皆さんが実感し、誇りの持てるまちとして次の世代へ、しっかりと引き継いでいくこ

とが大切であります。

私は、いかなる困難にも正面から立ち向かい、美唄の未来を切り開くため、全力を挙げ、市政の執行に当たってまいります。

市民の皆さん、市議会議員の皆さんの、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

●議長中西勇夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 平成16年第1回市議会定例会にあたり、教育委員会の所管に関する主要な方針について申し上げます。

教育改革の流れが一層加速する中で、国においては、教育基本法や義務教育費国庫負担制度の見直しなど、教育の根幹に関わる議論が交わされています。

北海道においても、新しい教育課題への対応方向を示した第三次北海道教育長期総合計画後期実施計画の策定や、調和のとれた学校経営の推進など、大きな動きがあります。

こうした時代の変化の中で、かつてない厳しい財政状況に置かれている本市においては、今後、自立に向けての取り組みを進めながら、「美唄21世紀まちづくりプラン」や「美唄市生涯学習推進計画」等に基づく、豊かな個性と創造性に富む人づくりと、魅力あるまちづくりを進めることが大切であります。

21世紀を担う子どもたちには、完全学校週5日制の下で、確かな学力の向上、豊かな心の育成、そしてたくましく生きるための健康や体力の向上を図るために、学校教育の一層の充実が必要であります。

また、市民一人ひとりが、いつでも、どこでも学ぶことのできる体制を整え、その学習の成果が適切に評価される生涯学習社会を実現することが重要であります。

教育委員会といたしましては、地方分権という時代認識に立った教育行政の推進に努めるとともに、地域の特性を生かし、家庭や地域社会と一体となった新しい時代の学校教育、社会教育及び社会体育の充実に努めてまいります。

はじめに、学校教育について申し上げます。

幼稚園教育につきましては、幼児期にふさわしい生活の展開など、その基本に基づき、豊かな環境を生かした多様な遊びや体験を通して「生きる力」の基礎を育成することが重要であります。

このため、チーム保育など指導方法等の工夫改善を図るとともに、親と子の願いに応えたきめ細やかな指導や3歳児保育・預かり保育の実施、小学生や高齢者との交流などにより、時代に対応した幼稚園教育の充実に努めてまいります。

次に、小中学校教育につきましては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、ゆとりの中で、児童生徒一人ひとりに「生きる力」を育むための教育が重要であります。

各学校においては、教育課程の適正な編成、実施を基に、学校や地域の特性を生かした教育活動を展開するとともに、家庭や地域に開かれ、信頼される学校づくりの一層の推進に努めてまいります。

学習指導については、基礎・基本を確実に定着させるために、「児童生徒がわかる授業づくり」を進めるとともに、個別指導やグループ別指導、ティームティーチングなど指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実に努めてまいります。

総合的な学習の時間においては、児童生徒

の主体的な課題解決能力などを育むために、地域の特性を生かした多様な体験活動等の充実が必要であることから、「子どもの夢づくり事業」を引き続き実施するとともに、地域の人材活用や関係機関・団体との連携を強化しながら、福祉、環境、農業等に関する学習を支援してまいります。

さらに、外国人講師を引き続き小中学校の授業に派遣するとともに、小学生を対象とした事業「英語を楽しもう（仮称）」を実施するなど、小中学校における国際理解教育と英語教育の推進と充実に努めるほか、コンピュータを活用した情報教育及び図書館等を活用した読書活動の一層の充実に努めてまいります。

障がいのある児童生徒の教育につきましては、その対象を拡大した「特別支援教育」への転換が求められていることから、美唄養護学校など関係機関との連携を密にし、より適切な就学指導を進めるとともに、指導体制の改善や教材の整備を図りながら、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実に努めてまいります。

児童生徒に、生命を尊重する心や思いやりの心など、豊かな人間性や社会性を育むために、各学校の道徳指導やカウンセリング機能の一層の改善を図るなど、「心の教育」の充実に努めてまいります。

児童生徒の自己実現を目指す生徒指導の充実については、特に問題行動の根絶が緊要の課題であることから、各学校の指導体制を確立するとともに、家庭や地域社会及び関係機関等との連携・協力を密にした指導の推進に努めてまいります。

また、学校教育における今日的な課題の一つである不登校児童生徒の指導につきましては、学校、家庭、地域及び関係機関等との連携を強めながら、適応指導教室などにおいて、課題の解決に努めてまいります。

これらの教育を進めるためには、教職員の資質向上と意識改革が極めて重要であることから、学校教育指導の実施など内外に開かれた研修計画の整備とともに、各種研修会への積極的な参加の奨励や、公開研究指定校・研究奨励校事業等によって、教職員研修の一層の充実に努めてまいります。

学校施設の整備につきましては、美唄中学校の肢体不自由児学級開設に伴う改修事業を実施いたします。

幼稚園及び小中学校の学校配置につきましては、少子化の影響等により、本市の幼児児童生徒数がさらに減少する傾向にあることから、地域の方々の声を聞きながら、適切な教育環境の維持を目指した具体的な取り組みを進めてまいります。

学校給食につきましては、児童生徒の健康の増進と望ましい食習慣の形成を目指し、栄養バランスのとれた安全で衛生的な給食を提供いたします。

そのために、施設の衛生管理の徹底の下、地元産品の新鮮な食材の積極的活用による手作り給食に努めるとともに、学校栄養職員による児童生徒の嗜好調査や栄養指導などを実施してまいります。

教育研究所につきましては、基礎・基本の定着を図る学習指導の在り方や、社会科副読本「びばい」を活用した郷土の学習指導に関する実践交流など、今日的かつ実践的な研究

を推進してまいります。

高校教育につきましては、市内の各高校において、それぞれの特色を生かした魅力ある学校づくりが行われるよう、関係機関との連携を図るとともに、「インターンシップ（高校生就業体験）」や、小中学生を対象とした「ものづくり教室」などを支援してまいります。

また、市内の専修大学北海道短期大学や北海道中央コンピュータ・カレッジに入学する地元学生に対しては、美唄市奨学資金貸付事業や入学金助成制度を継続し、経済的負担の軽減と就学促進を図り、地域高等教育の充実に資するよう努めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

生涯学習の推進にあたっては、市民一人ひとりが自発的に学び続けることの楽しさを啓発し、その環境づくりに努めることが大切です。

また、心身ともにたくましく、心豊かな子どもたちを育てるために、家庭・地域・学校のパートナー意識の高揚が必要であります。

このため、美唄市ホームページを活用し、人材バンクや事業紹介など、生涯学習の情報や機会提供に努めてまいります。

宮島沼につきましては、自然保護や環境学習の場として有効に活用してまいります。

また、学校週5日制対応事業として、社会教育施設等の土曜日の時間帯による無料開放とともに、美唄のまちに対する興味・関心を高めるための「美唄ふるさと探検隊」や、市民ボランティアの協力による「子ども囲碁教室」を引き続き実施してまいります。

青少年の健全育成につきましては、青少年

育成基金の活用事業として10回目を迎える沖縄県佐敷町との広域交流事業や青少年野外体験活動事業、育成指導者を対象とした青少年活動地域支援事業等を引き続き実施してまいります。

また、放課後児童対策事業につきましては、家庭との連携を図り適切な生活の場を提供することで、子育て支援の充実に努めてまいります。

青少年センターにつきましては、青少年非行の未然防止並びに相談機能の充実に図るため、関係機関や地域との連携を深めてまいります。

芸術・文化の振興につきましては、札幌交響楽団の演奏会開催など、「美唄市民劇場」が行う自主的な文化事業に対して支援を行うほか、市民組織と共催し、アルテピアッツァ美唄を会場とするコンサート事業等を実施することにより、芸術・文化に触れる機会を拡大してまいります。

また、本市に伝わる文化財及び郷土芸能の保護育成や市が保有する絵画等の展示を行い、優れた芸術・文化に親しむことができる機会を提供してまいります。

公民館につきましては、市民文化講座を開設するなど、生涯学習の機会を広く提供するほか、文化団体や各種サークル等の自主的活動を支援し、学習の発表、交流の場としての機能を発揮するよう努めてまいります。

郷土史料館につきましては、郷土に対する理解を深める学習の場として、児童生徒をはじめ広く市民に提供するとともに、先人の苦勞と知恵を学ぶ特別展「雪国の知恵～利雪への創造」を開催するほか、体験学習講座、子

ども映画会などを引き続き実施してまいります。

勤労青少年ホームにつきましては、ホーム運営実行委員会などとの連携を図りながら、講座の開催や各種交流事業の充実を図ってまいります。

図書館につきましては、多様化する市民の学習意欲に応えるため、図書資料の収集と充実に努めるとともに、子どもの自主的な読書活動を支援する環境づくりを総合的・計画的に進めるため、「美唄市子ども読書活動推進計画」を策定してまいります。

次に、社会体育について申し上げます。

社会体育につきましては、市民が明るく健康的な生活を営むことができるよう、誰もが、スポーツやレクリエーション活動に親しむことができる生涯スポーツ社会を実現していくことが大切です。

このため、幼児から高齢者、障がいのある人などが、それぞれの年齢や体力に応じたスポーツ活動と健康・体力づくりが行われるよう、NPO法人美唄市体育協会や各関係機関・団体と連携を図り、誰もが気軽に参加できる市民歩こう会や市民体育祭のほか、各種スポーツ教室等を開催し、スポーツの生活化を推進するとともに、各種スポーツ団体の活動を支援するほか、民間指導者の育成・確保に努めてまいります。

スポーツ活動の拠点となる総合体育館や温水プールなどの体育施設につきましては、安心して快適に利用できるよう、適切な維持管理に努めてまいります。

サン・スポーツランド美唄、野球場などの施設につきましては、交流拠点施設と相互に

連携を図り、利用者の増加によるスポーツの振興に努めてまいります。

また、地域におけるスポーツ活動等を促進するため、学校体育施設開放事業を引き続き実施してまいります。

以上、平成16年度の教育行政の主要な方針について申し上げましたが、その執行にあたりましては、市民の皆さんの期待と信頼に応え、学校、家庭、地域社会と一体となって地域に根ざした教育行政の推進に最大限の努力をいたしてまいります。

市議会議員の皆さん並びに市民の皆さんのご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

●議長中西勇夫君 次に日程の第7、報告第1号例月出納検査結果報告ないし日程の第11、報告第5号定期監査報告の以上5件を一括議題といたします。

これより本件について一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、報告第1号ないし報告第5号の以上5件を終わります。

●議長中西勇夫君 次に日程の第12、議案第15号契約締結の件を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長井坂紘一郎君（登壇） ただいま上程されました議案第15号契約締結の件について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、美唄駅周辺土地区画整理事業の銀河通アンダーパス工事の委託について、議案記載のとおり契約を締結しようとするもので、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得

または処分に関する条例」の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長中西勇夫君 これより議案第15号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号契約締結の件は原案のとおり決定されました。

●議長中西勇夫君 次に日程の第13、議案第16号美唄市体験交流施設条例制定の件ないし日程の第34、議案第37号市道路線の認定、廃止及び変更の件の以上22件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長井坂紘一郎君（登壇） ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第16号美唄市体験交流施設条例制定の件であります。

本件は体験交流施設の設置及び管理に対し、必要な事項を定めようとするものであります。

次は、議案第17号美唄市部設置条例の一部改正の件であります。

本件は、本市の組織及び各部の分掌事務について、必要な改正をしようとするものでございます。

次は、議案第 18 号美唄市給与条例の一部改正の件であります。

本件は、本市を取り巻く財政環境が一層厳しさを増していることから、本市職員の給与の減額に関する特例措置を実施するため、必要な改正をするほか、期末・勤勉手当の不支給及び一次差止処分について新たに規定しようとするものであります。

次は、議案第 19 号美唄市特別職の職員の給与に関する条例及び美唄市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、特別職及び教育長の給与の減額に関する特例措置が本年 3 月末で終了することから、内容の見直しをし、新たな減額の特例措置を実施しようとするものであります。

次は、議案第 20 号美唄市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び公益法人等への美唄市職員の派遣等に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、条例中の法令名を改正しようとするものであります。

次は、議案第 21 号美唄市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律及び地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、補償の実施または審査のために実施期間及び審査

会が指示する報告、文書等の提出、出頭及び医師の診断等を拒んだ者の罰金を引き上げようとするほか、条例中の規定の整備をしようとするものでございます。

次は、議案第 22 号美唄市税条例等の一部改正の件であります。

本件は、財団法人美唄市振興公社が平成 16 年 3 月末日をもって解散することから、関係条例の一部改正または廃止をしようとするものでございます。

次は、議案第 23 号美唄市公民館条例の一部改正の件であります。

本件は、公民館の使用について新たに使用料等を規定するほか、必要な改正をしようとするものでございます。

次は、議案第 24 号美唄市火災予防条例一部改正の件であります。

本件は、消防長が指定する場所における喫煙所の設置に関する事項について、近年における喫煙率の低下等を考慮し、必要な改正をするほか、条例中の規定を整備しようとするものでございます。

次は、議案第 25 号美唄市手数料徴収条例の一部改正の件であります。

本件は、証明手数料、閲覧手数料及びその他戸籍等の交付に関する手数料について、手数料の額を改正しようとするものでございます。

次は、議案第 26 号美唄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項を審議するため、美唄市廃棄物減量等推進審議会の設置について、新たに規定し

ようとするものでございます。

次は、議案第 27 号美唄市福祉のまちづくり条例制定の件であります。

本件は、福祉のまちづくりを総合的に推進するため、その基本理念及び基本的な事項を定めるとともに、市民、事業者及び市の役割を明らかにすることにより、市民だれもが安心して生き生きと暮らすことができる社会を築くことを目的として、条例を制定しようとするものでございます。

次は、議案第 28 号美唄市高齢者等生きがい活動支援条例の一部改正の件であります。

本件は、介護保険自立対策として行ってきた「生きがい活動支援通所事業」及び「高齢者等福祉入浴事業」については、新たに介護予防事業として自立者対策も含めて取り組むこととし、事業の廃止に伴い、必要な改正をしようとするものであります。

次は、議案第 29 号美唄市支援費制度条例一部改正の件であります。

本件は、旧措置者については 1 年間に限り施設訓練費の支給決定を受けたものとみなし、施設訓練支援費及び利用者負担基準を設定していましたが、平成 16 年 3 月末日をもってこの措置が終了となるため、必要な改正をしようとするものでございます。

次は、議案第 30 号美唄市老人バス料金助成条例廃止の件であります。

本件は、市民バスの運行による助成対象者の減、重度の高齢者、障がい者に対する移送サービスの開始、通院手段の多様化などの環境の変化を踏まえ、高齢者施策の重点化を図る観点から、同条例を廃止しようとするものでございます。

次は、議案第 31 号美唄市災害遺児手当支給条例廃止の件であります。

本件は、炭鉱の消滅により、炭鉱災害による遺児が生じなくなったこと、また交通災害については生命保険などの普及により、生計支援的な意義が希薄となってきたことから、同条例を廃止しようとするものであります。

次は、議案第 32 号美唄市産業振興条例制定の件であります。

本件は、産業構造が変化する中で、これまでの美唄市企業立地促進条例と美唄市鉱工業振興促進条例を一本化するとともに、新たな対象業種の追加や雇用増に係る補助金の引き上げなどを新たに整備し、企業の進出や雇用の場の確保など産業振興に資するため、条例を制定しようとするものでございます。

次は、議案第 33 号美唄体育センター条例及びサン・スポーツランド美唄条例の一部改正の件でございます。

本件は、雇用・能力開発機構から体育センター及びサン・スポーツランド美唄の管理棟などを取得したことから、条例中の規定を整備しようとするものであります。

次は、議案第 34 号美唄市スキー場条例の一部改正の件であります。

本件は、美唄国設スキー場の運営委託先である財団法人美唄市振興公社が平成 16 年 3 月末日をもって解散することから、市の直営とするため必要な改正をしようとするものでございます。

次は、議案第 35 号美唄市中小企業等振興条例の一部改正の件であります。

本件は、中小企業者が新規に開業または新分野へ進出する事業で、新たに雇用が発生す

る事業を支援するための補助金を交付する規定を新たに設けるほか、北海道信用保証協会への預託に関する規定を削除するとともに、条文中の規定を整備しようとするものであります。

次は、議案第36号美唄市中小企業研修センター条例廃止の件であります。

本件は、中小企業研修センターについて、新たに研修の場や施設などの設置により年々利用が減少していることから、同条例を廃止しようとするものでございます。

次は、議案第37号市道路線の認定、廃止及び変更の件であります。

本件は、議案記載のとおり市道として新たに4路線を認定し、1路線を廃止し、及び3路線を変更しようとするものでございます。

以上、各案件について、提案理由をご説明申し上げましたが、よろしくご審議をお願いいたします。

●議長中西勇夫君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第16号ないし議案第37号の以上22件については大綱質疑にとどめ、所管の常任委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより議案第16号ないし議案第24号の以上9件について、一括大綱質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、議案第16号ないし議案第24号の以上9件についての一括大綱質疑を

終結いたします。

次に、議案第25号ないし議案第31号の以上7件について、一括大綱質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、議案第25号ないし議案第31号の以上7件についての一括大綱質疑を終結いたします。

次に、議案第32号ないし議案第37号の以上6件について、一括大綱質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、議案第32号ないし議案第37号の以上6件についての一括大綱質疑を終結いたします。

よって、議案第16号ないし議案第24号の以上9件は総務委員会に、議案第25号ないし議案第31号の以上7件は民生委員会に、議案第32号ないし議案第37号の以上6件は経済建設委員会にそれぞれ付託の上、審査することに決定いたしました。

●議長中西勇夫君 次に日程の第35、議案第38号平成15年度美唄市一般会計補正予算（第7号）ないし日程の第48、議案第14号平成16年度美唄市工業用水道事業会計予算の以上14件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長井坂紘一郎君（登壇） ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第38号平成15年度美唄市一般会計補正予算（第7号）であります。

本件は、歳入歳出予算について補正しようとするもので、補正内容について、歳出から

申し上げますと、

諸支出金に、市立美唄病院会計に対する繰出金を計上いたしました。

一方、歳入については、

繰入金を増額補正し、財源対応いたしました。

次は、議案第39号平成15年度美唄市下水道会計補正予算（第3号）であります。

本件は、石狩川流域下水道建設負担金に係る繰越明許費を設定しようとするものであります。

次は、議案第40号平成15年度市立美唄病院事業会計補正予算（第1号）であります。

本件は、営業補助のため、一般会計から補助を受ける金額について、補正しようとするものであります。

補正内容について申し上げますと、収益的収入については、他会計補助金に、経営健全化支援分として一般会計補助金の増額を、営業補助については、一般会計から補助を受ける金額を増額しようとするものでございます。

次に、平成16年度各会計予算について申し上げます。

平成16年度予算の編成におきましては、市税や地方交付税などの減少により大変厳しい財政状況にあるなか、美唄市の自立に向け、健全な財政運営を図り、美唄21世紀まちづくりプランの着実な推進を目指すために必要な財源の確保に努めたところでございます。

この結果、全会計の予算の総額は、357億0,849万3,000円となりました。

以下、各会計ごとに予算の概要をご説明申し上げます。

まず、議案第4号平成16年度美唄市一般

会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を174億1,265万7,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

以下、歳出の主なものについて申し上げますと、

議会費には、議会運営に要する一般管理事務費などを、

総務費には、専修大学北海道短期大学に対する支援費などを、

民生費には、介護予防支援のためのシステム導入費などを、

衛生費には、新たな埋立処分場の整備に向けた計画書作成費などを、

労働費には、雇用、就業機会の創出を図る緊急地域雇用特別対策事業費などを、

農林費には、転作作物の定着促進を図る水田地域振興作物定着促進事業費などを、

商工費には、中心市街地活性化を図る賑わい創出事業費などを、

土木費には、有為団地建替えに係る改良住宅建設事業費などを、

消防費には、高規格救急自動車購入費などを、

教育費には、豊かな想像力などを育てる子どもの夢づくり事業などを、

公債費には、市債の元金償還金などを、

職員費には、一般会計職員の給料等に要する経費などを、

諸支出金には、市立美唄病院の経営健全化に要する繰出金などを計上いたしました。

一方、歳入予算の主なものといしまして

は、税源移譲に伴う譲与税のほか、市税、地方交付税、国庫支出金、市債のほか、財政調整基金繰入金などを計上いたしました。

第2条から第4条までは、債務負担行為、地方債、一時借入金について、それぞれ定めようとするものであります。

次は、議案第5号平成16年度美唄市民バス会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を5,121万1,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりでございます。

歳出予算の主なものについて申し上げますと、市民バスの運行費に、5,021万1,000円を計上いたしました。

一方、歳入予算の主なものとしてしましては、使用料及び手数料に、2,600万9,000円を計上いたしました。

第2条は、一時借入金について定めようとするものでございます。

次は、議案第6号平成16年度美唄市国民健康保険会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を32億9,514万9,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりでございます。

歳出予算の主なものについて申し上げますと、保険給付費に、21億8,023万9,000円を計上いたしました。

一方、歳入予算の主なものとしてしましては、国庫支出金に、13億6,554万9,000円を計上いたしました。

第2条は、一時借入金について定めようとするものでございます。

次は、議案第7号平成16年度美唄市老人保健会計予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を44億0,193万7,000円と定めようとするものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりでございます。

歳出予算の主なものについて申し上げますと、医療諸費に、43億9,063万7,000円を計上いたしました。

一方、歳入予算の主なものとしてしましては、支払基金交付金に、27億0,003万2,000円を計上いたしました。

第2条は、一時借入金について定めようとするものでございます。

次は、議案第8号平成16年度美唄市下水道会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、29億1,911万8,000円と定めようとするものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出予算の主なものについて申し上げますと、下水道費には、11億9,871万1,000円を、

個別排水処理施設費には、9,990万4,000円を計上いたしました。

一方、歳入予算の主なものとしてしましては、市債に、10億8,520万円を計上いたしました。

第2条から第4条までは、債務負担行為、地方債、一時借入金について、それぞれ定め

ようにするものであります。

次は、議案第9号平成16年度美唄市土地
区画整理事業会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、10億
7,198万1,000円と定めようとするも
のであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、
第1表のとおりでございます。

歳出予算の主なものについて申し上げます
と、土地区画整理事業費に、7億7,504万
円を計上いたしました。

一方、歳入予算の主なものといたしまして
は、繰入金に、2億5,493万4,000円
を計上いたしました。

第2条は地方債について、第3条は一時借
入金について、それぞれ定めようとするも
のでございます。

次は、議案第10号平成16年度美唄市介
護保険会計予算であります。

第1条、歳入歳出予算の総額を、19億5,
035万8,000円と定めようとするも
のでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、
第1表のとおりでございます。

歳出予算の主なものについて申し上げます
と、保険給付費に、18億6,774万3,0
00円を計上いたしました。

一方、歳入予算の主なものといたしまして
は、支払基金交付金に、5億9,767万8,
000円を計上いたしました。

第2条は、一時借入金について定めようと
するものでございます。

次は、議案第11号平成16年度美唄市介
護サービス事業会計予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、2億1,
502万7,000円と定めようとするも
のでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、
第1表のとおりでございます。

歳出予算の主なものについて申し上げます
と、総務費に、1億6,519万2,000円
を計上いたしました。

一方、歳入予算の主なものといたしまして
は、サービス収入に、2億1,469万円を計
上いたしました。

第2条は、一時借入金について定めようと
するものでございます。

次は、議案第12号平成16年度市立美唄
病院事業会計予算であります。

第2条は、病床数、年間患者数、1日平均
患者数及び主要な建設改良事業の年度内業務
の予定量を定めようとするものでございます。

第3条から第9条までは、収益的収入及び
支出、資本的収入及び支出、起債、一時借入
金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補
助金、たな卸資産購入限度額について、それ
ぞれ定めようとするものでございます。

次は、議案第13号平成16年度美唄市水
道事業会計予算であります。

第2条は、給水戸数、年間総配水量、1日
平均配水量及び主要な建設改良事業の年度内
業務の予定量を定めようとするものでござい
ます。

第3条から第9条までは、収益的収入及び
支出、資本的収入及び支出、起債、一時借入
金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補
助金及びたな卸資産購入限度額について、そ
れぞれ定めようとするものでございます。

次は、議案第14号平成16年度美唄市工業用水道事業会計予算であります。

第2条は、給水事業所数、年間総配水量、1日平均配水量及び主要な建設改良事業の年度内業務の予定量を定めようとするものでございます。

第3条から第8条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、起債、一時借入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金について、それぞれ定めようとするものでございます。

以上、各案件について、提案理由をご説明申し上げましたが、よろしくご審議をお願いいたします。

●議長中西勇夫君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました議案第38号ないし議案第14号の以上14件は大綱質疑にとどめ、後刻設置いたします特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより議案第38号ないし議案第14号の以上14件について、一括大綱質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第38号ないし議案第14号の以上14件については、11人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いま

す。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議案第38号ないし議案第14号の以上14件については、11人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

広島雄偉君、小関勝教君、土井敏興君、
長谷川吉春君、矢部正義君、谷村孝一君、
内馬場克康君、本郷幸治君、紫藤政則君、
荘司光雄君、林 国夫君、

の以上11人の諸君を指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました11人の諸君を予算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

●議長中西勇夫君 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時02分 散会